

(様式第4号)

上田市美術館協議会 会議概要

1 審議会名	上田市美術館協議会
2 日時	令和3年10月29日 午後1時30分から午後4時20分まで
3 会場	上田市立美術館 市民アトリエ・ギャラリー
4 出席者	小林幸雄会長、佐藤聡史委員、武田敦子委員、土屋健治委員、伴美佐子委員、松本透委員、米津福一委員（五十音順）
5 市側出席者	荻原総合プロデューサー、山寄館長、清水館長補佐、小笠原館長補佐、岡田主査、竹下主任、清水主任、山極主事、吉川美術教育指導員、堤会計年度任用職員 合同会議（小相澤政策企画部長、西田館長、荻原総合プロデューサー、清水副館長、小澤プロデューサー、小泉舞台技術係長、宮下広報等係長、横澤総務係長）
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和3年10月29日

協 議 事 項 等

美術館協議会・交流文化芸術センター運営協議会合同会議

- 1 開会（政策企画部長）
- 2 あいさつ（館長）
- 3 出席職員の紹介（政策企画部長）
- 4 報告事項
(1) 公共施設マネジメント基本方針及び個別施設計画について
・計画策定の根拠を説明。（交流文化芸術センター副館長）
- 5 協議事項
(1) 施設使用料の改定について
・施設使用料の改定の考え方について説明。（交流文化芸術センター副館長）
- 6 その他 ・特になし
- 7 閉会

第1回 上田市美術館協議会

- 1 開会（会長）
- 2 あいさつ（会長）
- 3 報告事項
(1) 令和2年度事業実績について
事務局から実績報告

【委員】

- ・ 展覧会事業一覧に記載の No.12-15 の事業について貸館・主催・共催の区分はどうなっているか。

【事務局】

- ・ すべて貸館利用である。

(2) 令和3年度事業実施状況について

事務局から実績報告。質疑・意見ともに無し。

(3) 公共施設マネジメント個別施設計画について

事務局から報告

【委員】

- ・ 市内の博物館等の施設の状況はどうなっているか。

【事務局】

- ・ 各博物館施設の所属、人員配置、事業等について現状を説明。

4 協議事項

(1) 美術館施設使用料の改定について

事務局から開館以降、2019年の消費税10%引き上げ以外に使用料は改定されていない。当初貸し出しを想定していなかった備品類の使用料設定の要否や、交流文化芸術センターの管理施設との料金の差異解消などの要否について今後検討する件につき説明。

【委員】

- ・ 使用料減免についてはどうなるのか。

【事務局】

- ・ 減免規定は変更しない。適用の有無の基準検討が必要。但し、現状でも対象外事業への適用はしていない。

【委員】

- ・ 県立美術館の料金設定は他施設を調査し比較のうえ決定している。備品を貸し出すのであれば、使用料を徴収して当然である。備品使用の有無に関わらず展示室の使用料が同一では不自然。
- ・ ホール併設施設であることから、市民アトリエ・ギャラリーと多目的ルームは同面積であっても使用目的や管轄が異なるため、料金に差異があってもよいのではないかと。市民アトリエ・ギャラリーは市民の文化活動に貢献するためのものであると考え、多目的ルームより低い料金設定でもよいのではないかと。
- ・ 県立美術館では、ギャラリーは展示利用のみ。多目的ルームは展示と講演会の使用で料金が異なる。そのような条件はあるか。

【事務局】

- ・ 条件はある。市民アトリエ・ギャラリーは展示利用のみ（飲食不可）。多目的ルームは展示・会議等の使用（時間単位利用可・飲食可）。

【委員】

- ・同時に両方をギャラリーとして使用する場合は料金設定を同一にすることが自然。
- ・終日使用する場合には同一料金としてはどうか。

【事務局】

- ・多目的ルームをギャラリーとして使用する場合は料金を新たに設定するという考え方もあるが、ギャラリーとして使用しない方に不公平感が生じることは想定されるため、終日利用の料金は同一であることが望ましいと考える。

【委員】

- ・現状では9時から17時の使用の場合、市民アトリエ・ギャラリーの方が高く、多目的ルームは安い。展示会は9時から17時であることが多く、多目的ルームをその時間帯で貸し出すことはあるか。

【事務局】

- ・作品は夜間も展示してある。場所を占有しているので現状では終日料金を徴収している。

【委員】

- ・利用料金を上げてはどうか。

【事務局】

- ・詳細は検討中だが、現段階では市民アトリエ・ギャラリーの終日利用は、多目的ルームの料金に合わせるべきと考える。

【委員】

- ・備品使用料はどうか。
- ・スポットなどは無料でよいと思う。ガラスケースや箱壁は高価であるため、利用時は職員の監督のもと行っているか。

【事務局】

- ・職員の監督のもとで行っている。

【委員】

- ・箱壁などは使用頻度が高いと修繕が必要になる。割高感がない範囲で修繕にかかる費用を使用料として徴収してもよい。東御市文化会館も詳細な料金設定がある。但し、事前の展示計画が曖昧な場合、展示準備当日の申出が多いことも考えられ、アドバイスなど事前の対応が必要となるだろう。
- ・東御市文化会館ではスポット貸し出しは無料か。
- ・一般利用の方はほとんど使用しない。

【事務局】

- ・スポット貸し出しは可能だが市民の方の展示では使用する機会が少ない。

【委員】

- ・スポットライトを使用する際には電気料等も発生するため、料金を徴収してもよいのではないか。

(2) 令和4年度事業計画(案)について

事務局から説明。質疑・意見特になし

5 その他

【委員】

- ・施設使用料の改定に関しては、公設の文化施設は収益性が伴わなくてもやむを得ない側面もあるため、市民の皆様の利用にはできる限り負担がかからないように考える反面、商業目的の場合は料金を設定するなどメリハリを付けることが重要。また、整合性をとることも必要。
- ・施設整備計画に関しては、全国的に文化施設の恒久維持が課題となっている中、将来的に施設を集約する気運はないのか。

【事務局】

- ・現在のところ回答できる段階ではないが、施設の老朽化など、すべての施設を維持していくことは莫大な費用が必要と思われるため、そのあたりも見据えて今後議論に入るのではないか。ただし、今後5年間は維持を図る方向だと思われる。

【委員】

- ・単純に集約すべきということではないが、集約することで同じ場所にさまざまな展示があることで、市民が訪れやすい状況となる。

【事務局】

- ・丸子郷土博物館は訪れることは困難でもホームページがとても充実しており、子どもや社会のニーズとあり方は変化していくのだと感じる。

【委員】

- ・初回から申し上げているが、子どもアトリエ事業担当の美術教育指導員は市役所職員として位置づけられたのか。

【事務局】

- ・もともと嘱託職員として美術教育指導員に位置づけられている。待遇面については前回の議論を受け改善を図ろうと考えている。制度が変わり、嘱託職員は会計年度任用職員となった。今後の待遇については来年度中に検討する。

【委員】

- ・自身も会計年度任用職員であり、3年度契約で継続雇用の場合には、昇給表に沿って給与の引き上げることが大原則だと思うが、正規職員・会計年度任用職員といった違いではなく、これだけの活動を担っている方であるにもかかわらず、待遇面が不遇だと申し上げたい。人事に関することであり意見すべきではないが、運営委員としては美術館運営のひとつの大きな柱として普及・育成を掲げているにもかかわらず携わっている職員を大切にしていないように感じる。改善を願っている。

6 閉会(会長)